

第1回 横浜市障害者差別解消支援地域協議会会議録	
日 時	平成30年7月4日（水）10時00分～12時05分
開催場所	神奈川自治会館3階 会議室
出席者 （名簿順）	井上（良）委員、佐藤委員、須山（優）委員、永田委員、奈良崎委員 山下委員、大羽委員、清水委員、石曾根委員、加藤委員 河原委員、山之井委員、湧井委員、村岡委員、中瀬委員、前沢委員 石渡委員、内嶋委員、大野委員、堀川委員、須山（次）委員、遠藤委員 冢田委員、佐渡委員、原口委員
欠席者	池田委員、井上（彰）委員、松島委員、和田委員、根上委員、鈴木委員、山野井委員、金指委員
議 題	1 障害者差別に関する相談対応事例 2 障害者差別に関する相談対応の充実 3 情報提供 4 その他
議 事	1 開会 （1）配付資料確認等 （事務局）（配布資料の確認） （2）委員の紹介 （事務局）人事異動等により今年度から就任された委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。 （井上（彰）委員、須山（次）委員、佐渡委員の順に紹介）  2 議題 （1）障害者差別に関する相談対応について （石渡会長）議題の1つ目、「障害者差別に関する相談対応」について、資料1「相談対応事例一覧」について、事務局より説明をお願いします。 （事務局）（資料1について説明） （石渡会長）ありがとうございました。タクシーの割引の件での事例です。私、つい最近も他のところで同じような事例についてお聞きをしたことがあります。たぶん委員の皆さんは、似たような体験をされている方が多いのではないかと思います。この事例についてご質問、ご意見がおありでしたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。 （永田委員）手帳を出して嫌な顔をされるとタクシーに乗りづらくなるので、それはやめてほしいです。それと、バスの運転士さんも同じで、嫌な顔をすることがあると思うので、それはやめてほしいです。 （石渡会長）永田委員、ありがとうございました。 （井上委員）私は耳が聞こえません。たまにタクシーを使います。手帳を見せると嫌な顔をされたり、面倒くさいような顔をされることが多いです。しかし、逆に協力的な方もいらっしゃいます。手帳を見せなくても、割

引の領収書みたいなものを出してくださる方がいらっしゃいます。いつだったか忘れましたけれども、7月の半ば頃、タクシーの会社の人と話し合う約束をしています。そのときに、「手帳を見せて、嫌な顔をしないようにしてほしい」ということと、スマホでタクシーを呼ぶアプリの使い方について話す予定です。報告だけですが、以上です。

(石渡会長) ありがとうございます。永田委員も、井上委員も、同じような嫌な体験もしたし、いい対応をしてくださる運転士さんもいるということです。そして井上委員、タクシーの協会と話し合いというのは、ろうあ連盟としておやりになるのですか。

(井上委員) タクシー協会と、私、県ろうあ連盟と一緒に、横聴協として話し合う予定でおります。そして、横聴協に対してタクシー協会からの要望もありますので、それについて対応したいと思っております。

(石渡会長) ありがとうございます。ろうあ連盟とタクシー協会とのことということですが、もし機会がありましたら、他の障害の方からも同じような体験をしているというようなところもお伝えいただけたらと思います。そして、どういう話し合いになったかを、ぜひ次の機会にでもお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

(佐藤委員) 横浜市腎友会の佐藤です。内部障害です。見かけでは全く障害があるとわかりません。普通の人間のように見えるという障害者です。体調が良くない時がたくさんあるので、やはりタクシーを使わざるを得ないということでタクシーを使います。

私は、横浜市の障害者タクシー券を利用させていただいています。よって、障害者手帳を出して、「障害者タクシー券を使います」ということを申し上げて、タクシーに乗るわけですが、やはり半々です。きちんと対応をしていただけるケースということもありますが、嫌がられるというか、不審な顔をされるケースがかなりあります。「あんた、ほんとに障害者なの」というようなケースや、それから、「障害者タクシー券って、本人がもらっていても、家族が使ったりしてるんだよね」などという言い方をされるケースがあります。したがって、先に、「障害者タクシー券を使います」と言った場合、「あんた障害者手帳持ってる？」ということや、「先に、ちょっとそれ見せて」などという、結構つっけんどんな言い方で言われるというケースがかなりあります。だから、不愉快な思いをするかどうかという点で言えば、他の障害の方々も今のお話を聞くと、やはり同じだという感じがしたのですけれども。タクシーに乗るときに、基本的には内部障害というか、外見上わからない障害の人たちは、嫌な思いをしているケースがかなりあるだろうと思います。横浜市腎友会のメンバーたちと話をしている、みんな、「タクシーに乗るときに、かなりストレスがかかる」という話はよくしています。以上です。

(石渡会長) 佐藤委員、ありがとうございます。今、具体的にタクシーの

運転士さんの話しぶりなども紹介していただきました。「ちょっと、普通に乗ったときにそういう対応をされるのではないな」というような思いも感じながら、お聞きしていました。

(奈良崎委員) 私は帰りが夜遅いので、タクシーに乗る数が一番多いのだろうと思っています。昨日も、たまたま乗っていました。昨日はすごく電車が夜遅くて、7時以降に事故があったみたいで、東戸塚に着いたのが12時近いのです。そのときに、「知的障害者が、こんな遅くいるのがおかしい」などと言われたり、「飲んで、タクシーに乗るなよ」などとすごい説教をされたことが2～3回あったので、個人タクシーは嫌です。

それで、たまたまそのときに、タクシー運転手の友だちに言ったら、「個人タクシーの場合は、フレームが個人番号を登録して、そこに無線で流せばいいんだよ」と教えてもらって、最近はそのような配慮をしています。最近腹が立つのは、東戸塚は個人タクシーがすごく多く、そのために、「個人タクシーが嫌だな」などと言うと、逆に説教をされることが最近が多く、そういうときはどうしようかと思って。先ほど、「タクシー会社に連絡する」と言ったのですが、最近、「個人のタクシーの名前を覚えなさい」と言われるのですが、絶対に覚えたくないし、しゃべりたくもない。

あと、個人タクシーは大回りをされてしまうのです。普通に近いルートで行ってくれば早いのに、「少しでも上がれば、小遣い稼ぎになるから」などと言われて、説教をされることが最近は多いです。以上です。

(石渡会長) 奈良崎委員、ありがとうございます。不愉快な思いをした上に、説教までされるというのも、少し意外な発見でしたけれども。しかし、奈良崎はそういう体験をかなりしていらっしゃるって、いろいろと個人的に工夫をされているということです。他には、何かございますか。日々のタクシー利用というのは日常生活の中で多々あることなので、各委員の方からいろいろなご意見をいただいたのです。交通局のお立場でおいでいただいている原口委員、どうぞ、率直なご意見をお願いいたします。

(原口委員) 交通事業者を代表する立場ではないのですが、本当にご迷惑をおかけしています。申し訳ありません。

正直に申しまして、市営交通のバスの運転士についても同じ苦情をいただいております。やはり、「嫌な顔をされる」ということや、「舌打ちをされる」などという声を聞いています。私たちが乗務員研修の際に、「お客様に対して、そういう態度を取るのはおかしいだろう」ということを言っています。

もう1つ言っているのは、割引で乗っているということで、正規料金をいただけていないという思いがある乗務員がかなりいらっしゃいます。それについては、「横浜市の制度でバス事業者に補助金が出ているので、ちゃんと料金はもらっているから、あなたたちがそこで損をしたとかしな

いとかいうことを考えるのはやめてください」という言い方を乗務員にしています。

もう1つは、先ほど、「本人が使っているのか」というようなお話がありましたけれども。今、福祉乗車証などは写真を貼ってもらって本人確認にしているのです。写真を貼っていない方がいたり、あとは、コピーを取って偽造をしたりという事例が実際にあるそうです。乗務員としては、きちんと確認をしたいという思いもあるようなのですけれども。今、ほとんど交通系はICカードでタッチをして入ってくるお客さんが大部分ですので、中にそういう乗車証を見せて入ると、「この人は扱いが違うんだというふうにわかってしまうのも嫌だ」とおっしゃる方々もいらっしゃいます。

初期投資にかなりのお金がかかるのですが、たとえばICカード化をしていくなどということも、仕組みとしては大切なのではないかというふうに思っております。交通事業者と健康福祉局等の間で、今、話し合いもしているところです。

(石渡会長) 原口委員、丁寧なご説明をありがとうございました。事業者をまとめるお立場でも、いろいろと工夫をいらっしゃるといことです。しかし、研修方法などについては、当事者の方から語っていただくような場を設けたりすると、また違ってくるのかなというようにも思いましたけれども。今の交通局のご意見なども聞いたところで、何かさらにご提案をいただける委員の方などはいらっしゃいますか。

(内嶋委員) この議論は、先ほど石渡会長からもお話ししていただきましたけれども、どこでも必ず出てくる議論であります。いまだに、全く直っていない。

私が今、お話をうかがっていて、「これは、まずいな」と思ったのが、タクシーの乗車拒否や、不適切な運転士の対応や態度です。それも、もちろん嫌な思いでしょうが。そのあと、先ほど佐藤委員がおっしゃっていましたが、タクシーに乗るときにストレスを感じる。これは、非常に問題。公共交通機関というのは、人が移動するときに、どうしても使わざるを得ないのです。その使わざるを得ない生命線を使うことにストレスを感じるというのは、障害がある方の社会生活を著しく狭める、非常に大きな問題だと私は思っています。

だから、もちろん障害者のこういう割引システムの仕組みを悪用するというろくでなしもいるとは思いますが。おそらく、普通に真面目にお使いになっている方が圧倒的に多いのです。悪貨が良貨を駆逐するようなことは、絶対にやめてもらう。もちろん、悪いことは起こるのですが、完全な制度などというのはあり得ないのです。

それよりも、むしろ、本来障害がある方が円滑に社会で暮らしていけるというシステムのために、これをわざわざ作っているのですから、本来

の制度の趣旨をきちんと徹底的にたたき込む。特に、今どきサービス業がお客さんと殿様商売をやっているということ自体が、はなはだ時代遅れなのです。

これからオリンピックがあつて、いろいろな外国の方や、ハンディキャップを持っている方がいらっしゃるのです。そんな時代に、まだこんなことをやっているのかというのは恥じるべきだと思います。そこから、まずはきちんと精神論をたたき込むということをしないと、いつまで経ってもこういう問題はおさまりません。

たとえばタクシーの運転士さんだって、いずれは自分もハンドルを持ってなくなって、人の車に乗るのです。そのときに、「じじい、タクシー乗るのか」ということを言われて、どんな気持ちがするかということです。そういう人の気持ちに立つということを、やはりサービス業の人間たる者は、きちんと理解をしてもらおうということです。私は今、お話をうかがっていて、ストレスを感じるというのに非常に心を痛めました。

(石渡会長) 今、内嶋委員がうまく整理をしてくださったところも含めて、そういうところをしっかりと伝えていただくためにも、やはり当事者の方の声を、きちんと業者の方に受け止めていただくのは大事ななと改めて思いました。ありがとうございます。それでは、この事例の2のタクシーの乗車関連についてはいかがでしょうか。

(井上委員) 先ほど、原口委員からお話をいただきました。それで、気がついたことがあります。深夜バスに乗りまして、無料のパスを提示しましたところ断られました。その時は、少しその場でけんかになったわけです。結局、その場で物を叩くようなけんかの状況になりました。いろいろ考えてみますと、横浜市営ではない交通機関だったのです。横浜市から、そちらのほうに話をさせていただくことができるのでしょうかということと、私たち委員の中で、交通関係業者の方は、たまたまこれにはいらっしやなくて。できれば、そういう交通関係の方も委員に入っていただくのがいいのではないかというふうに思いました。

(石渡会長) 井上委員、ありがとうございます。交通局のお立場は、市営だけではなくて、民間に対しても何か権限というか。

(原口委員) 交通局の立場は、あくまで一事業者なのです。ある意味、民間のバス事業者と同等の立場です。民間のバス事業者を指導する立場で言いますと、交通機関という意味では、都市整備局というところに都市交通課というのがあります。タクシー協会も含めて、事業としてはそこが所管になります。

ただ、先ほどから出ています、福祉乗車証の利用にあたっての指導ということと言いますと、そこは健康福祉局さんのほうに対応をさせていただいたほうがいいのかというふうにも思っています。

(事務局) どのように話をしていくかということは、この場ではお話しでき

ませんが、健康福祉局と、バス事業者でやり取りをする機会もありますので、そういった場で話をしていくことができるかということについて、内部でも少し検討をしていきたいと思っております。交通局は、あくまでも交通事業者の一民間事業者の一員としてご参加をいただいております。決して、交通事業に対して何か全体的な指導権限があるということではなく、あくまでも一民間事業者としてご参加をいただいておりますので、その点ご承知おきください。

(石渡会長) それでは、健康福祉局のお立場でも、いろいろと事業者の方たちと議論をする機会を持ってくださるということですので、また、そのあたりは経過をお聞きできたらと思っております。今日、委員の皆様から本当に貴重なご意見をいただけて、このタクシー乗車関連の差別について、いろいろと明確になったと思っております。また、何か気づきましたら、あとを継続してということをお願いします。

それでは、一応この事例については、ここで打ち切らせていただきます。次に、他の事例について事務局からご説明をいただきます。

(事務局) 今、1つの事例にも約25分ほど、皆様にご議論いただいております。すべてを扱うことがなかなか難しいものですから、少し事務局のほうで、皆さんに意見を特にお伺いしたい事例に飛ばさせていただきます。

(事務局) (資料1 事例6 について説明)

(石渡会長) 先ほどのタクシー関連でも、佐藤委員のストレスや、奈良崎委員のお説教をされるというようなお話しなども含めて、少しあり得ないようなことです。しかし、そのストレスというのは、本当に生命に関わるというような整理を内嶋副会長がしてくださいました。やはり、そういう視点で対応することが必要かなというふうに改めて感じました。この病院での事例につきまして、委員の皆様、何かお気づきのことがありましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

(内嶋委員) 単純な差別的取り扱いと言えるかどうか、私は少し疑問だと思っております。この相談の詳しい中身や内容がよくわからないので、なんとも言えないのです。おそらく、この相談案件というのは、前から障害当事者の方と支援者の方が、この医療機関に通っていたと思うのです。だから、ある程度はご本人のこともわかっていたと。

それから、門前払いというのではなくて、一応受診をして、医療サービスも提供し続けていたと思うのです。出産、分娩というのは、妊娠から出産の過程の中で一番危険な状態のところなのです。私は産婦人科の医療過誤の事件をいくつもやりましたので、お医者さんからもいろいろな話を聞いています。やはり出産は、医者としては一番ハラハラする危険な段階なので、慎重にならざるを得ないと。

ひょっとすると、医療機関側がそこで尻込みをしたというか、「大丈夫なんだろうか」と。特に今、医療機関では患者さんに対する説明や納得と

いうのを非常に重要視しているのです。皆さんもご承知だと思いますが、お医者さんに行くと、くどくどといろいろなことを説明されて、それを「わかったね」ということでサインまでさせられるという場面がとても多いと思うのですけれども。そういう慎重な医療機関であればあるほど、逆に、「この方は、大丈夫だろうか」というふうに思ってしまう可能性はあるかもしれない。

そこは、やはり患者側である障害当事者のほうも、支援者も含めて、「いや、そういうことは、私は承知しています。危険であるということは承知していますが、ぜひお願いをしたい」というような、医者と患者側の信頼関係をきちんとつくるということをしていかないと、単なる差別という問題で片づけていいかどうかは、私は実はこの事例は、いろいろな要素を含むのかなというふうには思っております。

(大羽委員) 精神障害者の医療機関での差別というか、差別とは言えないのかもしれないのです。いろいろな不愉快な思いというのは、事例がたくさんあります。

最も極端なケースとしては、最近問題になっている身体拘束です。本人の意思を無視した身体拘束というのは、もうごく普通です。本人の意思を尊重した身体拘束というのは考えられないので、やはり基本的に身体拘束は、本人の意思を無視した拘束になるわけです。それが、医療行為なのかどうかということの判断は医療者しかしていない。しかも密室で行われるというような意味では、人権問題だろうと思います。

それだけではなくて、本当にあげたらきりがありません。たとえば通院、あるいは入院をしている患者と医者との会話の中で、「君は、将来何したいんだ」、「仕事がしたいです」というような会話の中からでも、ごく普通に、「そんなことできるわけじゃないか。あなたはできるわけじゃないよ」というような言葉が平気で出てきます。もう、本当にあげたらきりがありません。それで不愉快な思いというか、本当に力をなくしてしまって、かえってまた精神症状が悪化するというような、そういう事例も本当にあります。

これをあげていったら本当にきりがありません。これはどうやったら解決できるのか、これは差別の問題なのかどうかです。内嶋副会長からも、先ほどの分娩の話でありましたけれど。障害者差別なのかどうかということで、明快に「障害者差別なんだ」とは言い切れないと思うのです。精神科医療のもっと明朗な、あるいは本人の意思を尊重した医療というものを実際に日本で普通に行うための、なんらかの抜本的な対策が、非常に広範囲な深い議論が必要かというふうに思っております。

(石渡会長) 今、内嶋委員のほうから弁護士というお立場で、先ほどの出産関連の判断の難しさをご説明いただきました。また、大羽委員からは精神障害の方が医療機関で体験する差別関連のいろいろな事柄、就職絡み

のお話しも出ました。非常に、根深いものがあるということを再確認させられました。やはり協議会では、そういういろいろなご経験を委員の皆さんに共有していただいて、どう動いていかなくてはというのが、まだ明確になりきれていないところもあります。

今の太羽委員のご意見など、お隣に大野委員がいらっしゃるので、身体拘束の密室での医療関係者だけの判断みたいなご意見をいただきましたけれども、このあたりについて、ご専門のお立場で何かアドバイスをいただけるようなことがありましたら、お願いできますでしょうか。

(大野委員) なかなか難しい問題ではあると思います。もちろん身体拘束というのは、人権侵害の最たるものではありますので、そこについて、仮に客観的にそうせざるを得ない場合であっても、可能であれば、もちろん本人の意思の確認なのですが、それができない場合でも、それに変わるような合理的な必要性がある場合に限られなければいけないと思っています。

確かに、それがされる場面は密室の場面になることが多いと思いますので、それをどういうふうに担保していくか。本当に本人にとっても必要で、やむを得ない場合なのだというのを、どう担保するかというのは、検討をせざるを得ない部分が現状という風に思いますので、大変難しい問題提起をいただいたと思っています。

(石渡会長) ありがとうございます。差別についてこういう事例をお聞きますと、すぐに解決には至らないことが本当に多いと思うのですけれども。今のこの事案について、他に何かご意見がおありの委員の方はいらっしゃいますか。

(山下委員) 太羽委員もおっしゃっていたように、精神障害に関しては、この手の医療機関での差別的かもしれない扱いに関しては、きりがありません。

最近はわかりませんが、私自身も精神科に通いながら、原因のわからない体調不良で苦しくて。タクシーに乗って、有名な病院に行ったのですが、「精神科の薬を飲んで」と言った途端に門前払いを食らってしまったという経験があります。そのあたりは、よく聞く話ではあるし、太羽委員がおっしゃっていた、「言ったらきりがなし」という中にあると思うのですけれど。

あと、大野委員が今おっしゃっていて、たまたま「人権」という単語が出てきたので、これは個人の感想でしかないのですが、私自身、閉鎖病棟を経験して、拘束の場面までは見ていないのですけれども。病棟全体の看護師さんや先生が患者さんを扱っているのを見て、「ここには、人権がないな」と、すごく強く感じました。抽象的ではあるのですけれど。

だから具体的に言うと、あとは、やはり特別な管理が必要な患者さんのお部屋の話を見ると、トイレとベッドと食事が同じ部屋で、監視カメラが

あるということで、「まるで、刑務所だな」と思ったりして。その辺は必要性があるのだと思うのですが、感覚でしかないのですが、「人権というものはここがない」ということや、「まるで刑務所だな」という風に、非常に悲しい思いをしたということが比較的最近あります。感想というか、実際にあったことと感想を少し言わせていただきました。

(石渡委員) 昨日も、重い自閉症の方のご家族が、精神病院に入った息子さんの体験で同じようなことをおっしゃっていて。本当に、精神科の病院の厳しさというのは今もいろいろと残っているし、明確に言葉にはできないからこそ、そこにはびこっている差別意識みたいなのが厳しいのかなというようなことを、山下委員のお話を聞いていて思ったのです。先ほどの、就労の場での精神障害の方への差別なども含めて、やはり精神障害そのものへの差別意識みたいなものの根強さを再認識させられたというように私は感じました。

再認識をしたところで、その次がなかなか進めなくて申し訳ないのですが、どうしていくかという課題を改めて確認したということにさせてください。まだ、ほかにもいろいろと重い事例がありますので、次の事例のご紹介を事務局をお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局) この会議の場では、さまざまな事例について、いろいろな立場で議論をして、それをきちんと議事録や記録で残していく。それを広めていくことに価値があると思っておりますので、こういった形で皆様に事例を紹介して、議論をいただいております。なかなか、この場で解決策や結論を出すのは難しいかもしれないのです。こういった現実を表に出していくことが、まず重要な一歩かなと思っております。

(事務局) (資料1 事例7、事例8について説明)

(石渡会長) 7、8ともに障害がある方の安全、命に関わるというようなこと。それから、ご本人だけではなくて、他のお客様や、利用をされている方への危険も予想できるというような場合について、どのように考えたらよいかということで。やはり当事者のお立場からのご意見、事業者からのご意見を、お願いしたいということです。

(須山(優)委員) 8番のエスカレーターに車椅子で乗るとするのは、一般的な私たちから見ても、非常に危険なことだと思います。やはり、よく赤ちゃんの乳母車に乗ってエスカレーターを上る人でも、私たちは後ろにいて少しハラハラすることがあるのです。というのは、赤ちゃんが暴れて、なんだか落ちそうになったりすることがあるのです。よって、やはりエスカレーターの場合の利用を遠慮してほしいというのは、当然だと思います。

(石渡会長) ベビーカーで赤ちゃんが乗っている事例などもあわせて、須山(優)委員からご意見をいただきました。これは、やはりエスカレーターに車椅子で乗るとするのは、非常に危険ではないかというご意見です。

(永田委員) 私も、車椅子でエスカレーターは危ないと思うし、事故が起きたら危ないのでエレベーターがよいと思います。もう1点は、内容は差別ですが、「エレベーターを使用するよう指示されたのは、安全だからではないですか」というお話しですけど。わからないです。

(石渡会長) 永田委員も、やはり車椅子の方がエスカレーターは非常に危険だということです。エレベーターの利用がいいかどうかは、少し結論が出ないということだったですかね。

(永田委員) そうです。

(冨田委員) : すみません。エレベーターを使用するように職員の方が指示されたのは、安全のため。だから、そういうふうにしたのですよねということのご意見です。

(石渡会長) 差別ではないというふうに、永田委員はこの事例についてはお考えだということですね。

(中瀬委員) 8番の事例なのですが、この車椅子の方はたぶん、エスカレーターに乗らざるを得ない状況にあったのかもしれない。たとえばエレベーターが近くにあるかどうか、その場所がわからなかったり、もしかしたら、エレベーターに乗りたかったのだけれども、人がたくさんいて、なかなか乗れない状況にあつて。もしかしたら、時間的に急いでいてエスカレーターに乗らなければいけない状況にあつたのかなというところを思うと。

もちろん、私も個人的には車椅子の方がエスカレーターに乗るのは、すごく危険で危ないなというふうには思うのです。私も子どもが小さいときに、ベビーカーに乗せて、エレベーターのところに行ったらすごい人で、なかなか乗れなくて、少し危険なのですがエスカレーターに乗せてしまったということもあるので。

そういう意味だと、環境の整備というところも、やはり必要なのではないかなというふうに思うのです。やはり、そういう車椅子の方が乗りたいときに乗れるようなエレベーターがあればいいかなと思ったり。もちろんエスカレーターも、そういう車椅子の方が1人でも乗れるように安全なものが開発されれば、使いやすいところになる。だから、一概にその方の危険というよりも、ご本人の立場だったり、施設の環境なども影響するのではないかなというふうに思いました。

(石渡会長) では、前沢委員が手を挙げてくださったので、11時になっているのですけれど、もう少しご意見を聞かせていただいて休憩に。

(前沢委員) 今の8番の事例で言うと、結局そういったご意見はいただいて、相談対応では理由をしっかりと説明をされて、ご理解を求めたというふうにあるので、たぶん、これがその場で、「安全面とか担保できないので」という、その危険性について一言添えていければ、「ああ、確かに危ないな」など、ご本人も差別という捉え方に感じずに、その危険性を確かに

実感して、「不便だけれども、しょうがないな」と思われたかもしれないし。やはり理由の説明というのを、確かに慌ただしい電車の構内を想像すると、そこまでできない実情があるのだとは思いますが、その一言があるかないかで、いろいろなことが変わってくるのかなとは思いますが。

工事現場などでも警備員さんがいらっしゃるように、見れば明らかにわかったり、それでも、「足元ご注意ください」などと言ってくれることで、自分たちも危険認識をして避けたりするので、やむを得ないその状況が、もし、「危険だ」ということで遠慮をしてもらうのであれば、それを伝える一言があると、やはり違うのかなと思いました。

7番に関しては、私も一事業所としてマッチングというか、ご本人が希望をされているけれども、状況や状態像に合わせて、「こちらではなく、別のところを」と勧めることは、やはりあります。しかし、そのときに、たぶん自分たちもいろいろな意図を伝える努力を日々できているかという、できていない場合もあるかもしれないなと思ったので、ご本人が納得して、最終的に折り合いをつけられることであれば、もちろんそれもよし、それがベストだと思うのですけれども。折り合いがつかないにしても、やはりお互いに思いをくむ、私たちも事業所として伝える努力をしていかなければいけないなというふうに改めて感じました。

(涌井委員) 事業者の立場ということではございませんが、一般的にサービス、もしくは商品を提供する企業では、安全は第一でございます。その安全というのは健常者の方もそうでない方もひっくるめて、等しく安全でなければいけないということなので、先ほどの事例で、差別と言われるとなかなか困ってしまうということではございます。その辺は、ご理解をいただければありがたいと思います。

それから、先ほどエレベーターで、ベビーカーの話が出ました。私も海外生活をしておりましたので、非常に危険だなというふうに感じるところで、国によっては禁止をしております。チャイルドシートがございしますが、あれは前席につけてはいけなと、うしろの席につけていけなと法律で決まっています。12歳まで、前の席に子どもを座らせてはいけなというふうに規則で決まっていることもございます。これは、その国の安全に対する考え方で、それを皆さんが共有してはじめてスムーズに社会生活が営める。確かに、不便等々あるのかもしれません。本件をうかがって、やはりそういうお互いの共通のルールを決めておくというのは非常に大事なことはないかなという感想でございます。

(石渡会長) 今、涌井委員が海外生活も含めて、この安全に対する経済同友会というお立場で来てくださっていますけれど。事業者の側というよりは、むしろ、「国民の合意」というような言葉もおっしゃったかと思うのですけれども。そのあたりをどういうふうに整理するかということで、大事なお指摘をいただきました。

(原口委員) 8番の事案です。これは、実は私どもの市営交通の地下鉄で起きた事案になります。あまり詳細を話さず、簡単にお話しします。

この方は通勤で地下鉄を使っています、毎日エスカレーターを利用されていました。最初は同じ時間帯に利用をしている一般の方から、「危ないから、なんとかしてほしい」というお話があつて、駅員が何度か呼び止めようとしたのです。ここにもありますが、「呼び止められることも、自分に不利益が生じるからなんの権利でやるんだ」というようなお話もあったところですよ。

何度かにわたってお話しの時間も取らせていただいて、「安全のためです」など、今お話ししたような、「他の方への安全の管理ということで、事業者としてはお願いしたい」というお話もさせていただいたところですよ。なかなかご理解を得られず、現場対応は非常に困ったところですよ。

鉄道あるいはバスも、従来、たとえば、「ベビーカーにお子様を乗せたまま乗車するのは、やめてください」というような扱いをしていました。しかし今は、たとえばスの中も折り畳みの座席をつくって、ベビーカーや車椅子を止められるようにして。さらに、バス自体もノンステップで、渡し板で乗れるようになってきていますので、設備的な部分を改善していけば安全にご利用いただけるようにもなるのかなと思っています。

市営地下鉄はホームドアも全駅に設置しておりますし、エレベーターもすべてついてあります。エレベーターがない出口などもあります、例えば、エレベーターの工事中は階段に車椅子の方を乗せてお運びできるような設備も用意しておりますので、そのあたり、ぜひご理解をいただきながら、みんなで気持ちよく交通機関を利用できるようにしていきたいと思っております。

(石渡会長) 今、具体的な状況について、原口委員のほうからご説明をしていただきました。皆さんそれぞれに、いろいろとお考えが整理されてきつつあるかなとは思っています。

ここで10分間休憩をさせていただきたいと思えます。

《10分休憩》

(石渡会長) それでは、はじめたいと思えます。先ほどの7～8番の事例に関してご発言を。

(山下委員) 8番に関しては、いくつか皆さんのご意見がありましたけれど。第三者に迷惑をかけたような、迷惑や死亡例があるということで、しっかりとした理由と説明があつたので。あと、皆さんが言うように、「実際、客観的に見て危ないんじゃないか」というところで、致し方ないかなと思っています。

ただ、やはり第三者に迷惑をかけることに関して、結構、精神の施設や先ほど言った病院にいて。先ほどの医療機関に一瞬戻ってしまうのですけれど。拘束など、そういう刑務所みたいなお部屋に連れて行かれてしまう

人というのは、やはりほかの患者さんに迷惑をかけてしまうような行動を取るのではという、やはり少し納得というか。実際に私もものすごい怒鳴られて、大声や突然というのはとても苦手なので、自分自身がパニックを起こしてしまうようなことがあったので、すごく複雑な思いを、いつも感じるのです。

そういった、自分は具合が悪くてなるようなことは嫌だし。しかし、それをしてしまった人が、そういう処遇を受けるということに関しては、時々複雑な思いを抱くのです。というのは、そういった医療機関だけではなくて、福祉施設を利用したりしていて、やはりいろいろな方がいて、出入り禁止になった方の話を過去に結構聞いたりしたのです。そういうときに何を起こしたかまでは聞いたり聞かなかったり、たくさんあるのですけれど。

まず1つ、少し残念だなと思うのが、「たくさんの人を出入り禁止にしたから、平和だろ」と言う職員さんがいて。確かに利用する側としては、ほっとする部分、気持ちもありながら、「じゃあ、その出入り禁止になった方はどうしてるのかな」という思いに駆られたことが、結構前ですけれど何度もありました。だから、すごく複雑なのです。実際、「間接的、直接的にも人に迷惑をかける行為は」と言われたりすることもあるので。言葉にならないのですけれど、そういったことが起きたり聞いたりすると、複雑な思いになります。

やはり病気のせいになっているかもしれないし、それならそれで、そこは出入り禁止にしても、ただ放り出すだけではなく、しっかり何か別なところにフォローしてもらえるようにつないでいるのか、ただ放り出されているのか、その辺はすごく気になっていて。本人が、どれだけそれで嫌な思いをしているかなどはわからないのですけれど、それが差別に値するかどうかもわからないのですけれど、精神関係の施設ではそういった話が多いので、とにかく考えさせられるのです。

あとは、今日は和田委員がいないのであれですけれど。「クレームを、やたら言う人もいる」という話があったのですけれど。少し話が脱線していたら、ごめんなさいなのですけれど。まず、8番は説明がしっかりあったのでいいかなと思うのと。今回の7番に関しては、それなりの対応をしてくださったということで、いいのかなと思うのですけれど。

やはり精神科領域の人というのは、申し出をすること自体がとても難しくて。実際に申し出をしても、なかなか対応というのは精神科領域は枠があるようでないので、難しい対応を施設側の方たちも、すごく頭を悩ませると思うのですけれど。申し出自体をすることがすごく困難で、その理由は、人によっていくつかあると思うのですけれど。やはり、そこでサポートを受けないと、「自分はどうなってしまうかな」という不安を抱えていて、申し出ができないという。それは、「ちょっとどうかな」と思っ

ていても、そこを利用できなくなる不安があったり。不安で、申し出すらできないというのを自分も感じますし、いろいろな利用者さんから聞いて感じるがあります。すみません、いろいろな思いがまじってしまっ

(石渡会長) ありがとうございます。

(山下委員) ごめんなさい。少し、ずれるのです。やはり福祉、医療、なんでもそうなのですけれど。特にほかの障害の方の施設と、利用する側という立場、どうかはよくわからないのですけれど。特にどうしても感じてしまうのが、以前、奈良崎委員から、「いじめと差別は違うのか」みたいな話が出たことがあるのですけれど。差別、いじめ、パワハラなどは難しいなと思って。精神福祉のサービスの中では、結構、「それは、場合によってはパワハラじゃないの」と思うようなことがあって、どうしても福祉側が上で、利用者側が下という感覚がすごく強くて。

私は、なぜかすごくたくさん、いろいろな人に、「こんなふうに言われて、もう、ショックで行けない」ということや、「自分は、それによって病状がちよっと悪くなっちゃった」など、いろいろと聞くのですけれど。どうしても、「自分が悪いんじゃないか」と思ってしまう人も多かったです。先ほど言ったように、「何か言うと、追い出されるんじゃないか」ということや、「嫌なふうに思われたくない」というのがあって、言えない人が多かったりしたと思えば、なんでもかんでも文句を言う人があるので。

とにかく、やはり精神の方にとっては、申し出をすること自体がとても難しかったり、パワーがいる。場合によっては、申し出をしたことで、より傷ついたり、病状が悪化するということがあるので。申し出自体が難しいというのを、今回の利用取り消しを強要されたというところで、この方は申し出ができて、しかも対応をしてもらってよかったなと思うのですけれど。すみません、本当に話をまとめるのが苦手で。

(石渡会長) 今、山下委員がおっしゃってくださったのは、とても大事だと思うので。申し出については、前にも議論をした相談のあり方や、あと、今、精神障害の方へのいろいろな対応というのが、本当に誤解や偏見からきている適切ではないものもたくさんあるという、先ほどの入院のときの話などと。それから、やはり今回のエスカレーター事例などのように、本当に命に関わって、第三者やほかの方にも大きな迷惑をかける。やはりその辺の整理を、これからいろいろとしていかななくてはいけないのかなと思うのです。そのあたりを、また少し、いろいろな事例や調整委員会の検討なども含めて、すぐにはやりきれないかと思うのですけれど、少しずつ整理をしていかななくてはと思うので。また、そのときにいろいろとご意見をいただければということで、今回ここについては、ここまでにさせていただいてよろしいでしょうか。いろいろ、すみません。

ありがとうございました。

では、少し7と8でいろいろと考えさせられました。今、いろいろな立場のご意見をいただいて、かなり明確になってきた部分もあるかなと思います。これは、また記録の整理等にお任せをすることにして、もういくつかが報告をいただきたい事例があるので、すみません、事務局、お願いできますでしょうか。

(事務局) 事務局としては、やはり事例の積み重ねが大事だというお話もさせていただきます。それぞれのお立場で、いろいろご発言をいただくことが重要です。なぜ、それぞれの立場でご発言をいただくことが重要かという、やはりすべての事案が、やはり日頃の本当に最初の段階からの対話一つ一つが大事なのかなと。そういう対話を、一つ一つをおろそかにしてしまうことによって誤解が生まれたり、お互いに嫌な思いをしなければならない。私も、ずっとこの業務をやっております、差別解消をする上では本当に対話が重要だと思っておりますので、皆さんともそういう観点で事例を共有できたらと思っております。

では、事例のほうに戻らせていただきます。少し飛びまして11番、13番、15番の事例、時間の都合もありますので、まとめてお伝えしたいと思います。

まず、11番。これは、障害がある人からのご相談です。視覚障害のある方の駅での事例になります。視覚障害があつて、視野が狭い。見える範囲が狭いということです。全く見えないということではないのですが、視野が狭いのでポスターなどを貼っていても見えない。しかし、ポスターを貼っていても見えないので、ポスターの情報等を窓口でも案内するようにしてほしいというお話しになります。

これについては、電話の内容をそれぞれの部署に伝えて指導をした、「そういうこともあります」ということを共有したという事例になります。これは事務局としては、やはり、とはいえポスターに掲載されている内容を、たとえば駅や改札でいちいちお客さんが止められて案内を受けるというのも、お客さんの側からしても、場合によっては、「急いでいるのに」ということもあるかもしれないので。やはり、こういう障害のある方への情報提供をどのように、どこまでできるのか、どのようにすればいいのかというのを改めて考えさせていただける事例かなと思います。これは、視覚障害のある方の事例になりますが、ほかの障害のある方にとってもわかりやすい情報提供が必要だという事例になるのかなと思います。

すみません、先に進めさせていただきます。13番の事例になります。これも、やはり事業者の方々にとっては悩ましいところかと思えます。事業者の方から、実際に相談をいただいた事例になります。肢体不自由のある方の事例なのですが、「文化施設で実施をしている体操教室において、体幹

の機能に障害がある方、お体に障害のある方が、その運動に参加することで事故が起きてしまう可能性があるため、その体操教室を主催する講師としては、安全を守るために参加を認めることにちゅうちょしている、ちょっと迷っています。実際に参加を断ることはできるのだろうか」というご相談でした。「説明をする際に、どのようなことに気をつけたらいいのか」ということを悩まれた事例になります。

これについて、対応としては、「まず、参加することはいけませんよ」ということになりますが、どのような配慮を行えるのか。プログラムの調整が可能なのか、内容を少し変えたり、介助者を配置する等で対応できないのか、「なんとか、参加をいただける方向で検討をしていきましょう」という事例になっております。これも、やはり安全と差別とのはざまの事例かなと思っております。

最後の15番になります。これは、どういう方からご相談をいただいたかというのが少し不明な事案でありますけれども、「障害のある人が、学校を受験する際に必要な配慮を事前に申し出るようになってきているが、学校側が通常の方法でないと受験が困難と認めるものに対して、適切な取り扱いを講じる」となっていると。「配慮の必要性を学校側が判断するというのは、これはおかしいのではないか」という一方的なご相談なので、この相談者の見解のみの聞き取りで終了しております。考え方としては、やはり差別解消法で定められている合理的配慮。この配慮に対する考え方を問われた事例かなと、事務局では受け止めております。

やはり合理的配慮は、障害のある人が必要としている配慮に、いかに社会の側が答えていくかということであって、決してそれは、「あなたには、この配慮必要だよ」ということや、「あなたには、この配慮必要ないでしょ」と。それを社会の側が判断できるものではないので、この合理的配慮の考え方について問われた事例かなと考えております。すみません。一部の事例のみの抜粋で申し訳ございません。事務局からの説明は、以上でございます。

(石渡会長) ありがとうございます。すみません。進行が遅くて時間が足りなくなってきました。今、3つの事例についてポイントをご紹介します。何かご意見がおありの委員の方。須山委員、お願いいたします。

(須山(優)委員) 15番の事例です。これは、やはり学校側が配慮をするということが、障害者当人にとって果たして適切なものであるかということは、少し疑問に感じます。やはり障害も個々によって、配慮もまた、その人によって同じ障害でも違いますので。その辺は、やはり学校側も当人のほうに事前に聞いていただくということは必要ではないかなと私は思いました。以上です。

(石渡会長) では、教育委員会のお立場でもいらっしゃる。

(永井代理) 名簿の須山(次)の代理で参りました、横浜市教育委員会の永井と申します。今の15番の事例について、見解をお伝えさせていただきます。まず、受験に関することに関しましては、障害のあるなしに関わらず、受験の公平性をきちんと担保するという考え方が根底にあります。また、今回の事例につきましては、まさに合理的配慮に対する受け止め方。事務局のほうからお話しがあった、その部分が大きなところで。教育委員会としましては、ご本人または保護者からの申し出によって、学校における合理的な配慮というものを確認をして、その上で何が必要なのか、どんな配慮が必要なのかを、きちんと話し合いの上で決めていくというようなところなんです。端的に申し上げると、この方が申し出ているように、学校側だけで判断するという事はないです。つまり、簡単に申し上げると、その子どもにとってどういった配慮が必要かというのは、学校と保護者の合意形成を図っていくというところが、1つの大きなポイントかなというふうに思っております。

(石渡会長) 冢田委員、どうぞ。

(冢田委員) 学校としては今、永井委員が言ってくくださったように、保護者と本人と合意形成をしながら、必要なことについて申請をしていきます。ただ、突然、「受験に際して、これが必要だよ」ということではなく、個別の教育支援計画や、個別の指導計画を作成するにあたって、何年もこういう形で、たとえば、「時間を延長して試験を受けてきた」ということや、「ルビを振ったテスト用紙をずっと使ってきたから、受験でも使ってほしい」など。そういう、これまでの延長として受験に際して配慮を申し出るというような考え方であるので。受験のときだけ、これを「突然やってください」ということではないということ、学校教育の延長というふうに捉えていただけるといいかなと思っております。以上です。

(石渡会長) ありがとうございます。ということで、決して学校側だけで判断ではなく、ご本人、保護者と合意形成というようなところを大事にされていて、個別の対応をしてくださっているということですので。そのあたりのところは、この申し出の方にご理解をいただければということです。時間が限られてきているのですが、奈良崎委員、どうぞ。

(奈良崎委員) 11番と6番について、まとめて意見を言います。私が海外で勉強や生活をしていたときに、わかりやすいボードが駅などに置いていたのです。たとえば、知的障害の人用の、「このカードを見せれば、駅員さんが来てくれたカード」など。そういう意味で、そういうカードを日本もつくってもらいたいかなというのがある。

私は、たまたま大阪地震のときに、朝から広島駅にいたのです。そのときにすごい放送がたくさんあって、すごくおかしくなっちゃって。放送というのは結構いろいろな人が言うから、たぶん駅員さんも慌てているのだったら、「それこそ1人の人が一対一で放送を流せばわかりやすいの

に、なんで10人が一斉に放送を流すのだろう」と思って。そこ自体で、もう耳鳴りがしてしまって帰ってきて。一週間以上、今もそうなのですけれど、たまに耳鳴りが鳴っていて。そういう意味で、そういう「障害者の人は、こちらのわかりやすいボードがあります」というカードを出してくれたら。

病院もそうなのです。たまたまアメリカで行ったニューヨークの病院が、全部カードになっているのです。「知的障害の人に、こういう支援します」など、全部それが色分けされていて、診察などもわかりやすい。日本にも、もし、オリンピックにかけて予算があるのだったら、そういうカードをつくってもらいと、皆さん障害者の方や普通の老人の方もそのカードを持っているので、たぶんそういうカードをつくってもらいと、私たちがわかりやすい説明になる合理的な配慮なのかなと思いました。以上です。

(石渡会長) 奈良崎委員、もう、既にそういう個別の支援体制が、カードを提示するというようなことでできているというモデル的な体験をご紹介いただきました。そういうのが本当に横浜でできるかどうかというあたりを、これからまた検討をさせていただければと思います。貴重なご提案をありがとうございました。ほかに、このことというご意見が委員の方はいらっしゃいますでしょうか。ナガタ委員、どうぞ。

(永田委員) 視覚障害や知的障害の人に、ポスターや看板が高いところにあって見づらいところがあるので、もう少し下に下げるか、文字を大きくしてほしいと思います。それと、文字が多いとわかりにくいし、漢字も読めないことがあるから、文字を少なくして、漢字にルビをしてほしいと思います。以上です。

(石渡会長) 永田委員、ありがとうございました。先ほどの奈良崎委員のご意見とも重なると思います。必要な情報をわかりやすく整理して提示するというようなことを、やはり社会全体で考えていかななくてはいけないのだと思います。ありがとうございました。具体的にどうするかは、少しずつ進めていければと思います。奈良崎委員、どうぞお願いします。

(奈良崎委員) 少しお願いがあります。皆さん、たぶん駅などにいると、「困った人放送」というものをご存知ですか。駅などでずっと、困った人、障害の方、目が見えない人、お助け放送というのがあるのですが、あれが結構、私は嫌なのです。自分も障害者になっているけれど、実際に堂々といろいろな方と。ある方が「マミちゃんの放送だね」などと言われるのが、最近ちょこちょこ見られて。結構、あれも少しいい迷惑かなと最近思います。障害者は障害者で、自分で転んで困ったなどというときに安心できる窓口があれば、こんなに放送はいらないかなと。あれは合理的な配慮ではなく、私の中では「差別だよ、あれ、最近嫌だな」と思いました。以上です。

(石渡会長) 差別解消法が施行されてから、その手の放送が多くなったなどというのは、とても感じるのですけれど。何も知らない、一般市民には大事かなと思うのですけれど。奈良崎さんのようなお立場だと、かなり厳しい状況になっているというのも、「なるほど、そのとおりでな」と思いましたので、また、これも考えさせていただくテーマにしていただけたらと思います。

それでは、本当に申し訳ないのですが、少しこのあと皆さんに情報提供をしたいこともあるということです。ほかの事例、まだ今日取り上げなかった事例も含めて、何かお気づきのことがあったら、事務局に、もしなんらかの形でお申し出いただければ、事務局のほうで受け止めていただけるでしょうか。

(事務局) 今日ご発言をいただけなかった方、ご発言をしづらいことがありました方は、私どものほうにご連絡をいただけましたら、議事録等に反映もさせていただきますので、個別にご連絡をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(石渡会長) それでは、そのようにお願いをします。それでは、次の情報提供ということと、資料2の相談対応の充実も含めて、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) (資料2、資料3について説明)

(石渡会長) ありがとうございます。今のご説明について、このことを確認しておきたい。須山委員、どうぞ。

(須山委員) 筆談ボードを置いていただいたということは、本当にありがたいと思います。やはり高齢者社会になってきていて、手帳を持っている障害者だけではなくて、本当にお年寄りも、聞こえない難聴の人が増えていきますので、意外とお年寄りになって難聴になった人って聞こえていなくても、「ふん、ふん」という例が多いらしいのです。だから、やはりそういう筆談ボードを使って、大事なことをまとめて書いてあげるといふのは大切なことだと思います。

筆談ボードなのですけれど。よく、聴覚障害者に筆談ボードを渡す方がいるのです。それは、少しおかしいのです。言う側が書いてあげるのが、普通なのです。だから、もししゃべれる聴覚障害者だったら、その人に渡す必要はなくて、答える側の、区役所側の方が書くものなのです。そのところを少し間違えて、よく聴覚障害者が来ると、いきなり筆談ボードを渡す受付の方もいらっしゃると思いますので、その辺をもう少し徹底して伝えておいていただければと思います。

それと、啓発活動。これは、本当に大切な内容だと思うのです。この間、私のところに相談に来られた方で、やはりまだ聞こえなくなってきたで、5年ぐらいの人だったのです。左耳が聞こえなくて、右耳も少し聞こえが悪くなってきていて、しかも補聴器もやっていない。そういう人が、「こ

れから、さらに聞こえなくなるんじゃないか」という不安を持って相談に来られました。

そして、その人が言っていた言葉が、「自分が耳が悪いというのを、人に言うのが恥ずかしい」ということを言っていたのです。そのときに、やはり私はふと思ったのですけれど。その方の周りには、たぶん聴覚障害者がいらっしやらない。だから、「自分だけが耳が悪いんだ」というふうな環境なのではないかなと思ったのです。そういう意味で、こういう啓発活動などにいろいろな障害者を入れて活動をするに参加できるようなことを、どんどんやっていくというのはいいと思うのです。

しかし、私はこれに1回参加しようと思って行ったのです。行ったのだけれど、場所がよくわからないのです。わかりにくい場所なのです。だから、きちんともう少し地図や場所など、そういうのをわかりやすく書いていただくと。1回、馬車道のほうで行って、とうとう場所がわからなくて戻って来たことがありますので、そういうところに配慮もお願いしたいです。以上です。

(事務局) 場所がわかりづらかったのは、申し訳ございません。なるべく、わかりやすい場所で開催するようということをご心掛けておりますので、今後もよろしくお願ひいたします。

(石渡会長) 須山委員、大事なご指摘をいろいろとありがとうございました。佐藤委員、お願ひいたします。

(佐藤委員) 啓発活動について少し気がついた点がありますので、1個だけお話しをさせていただきます。

私も実は、妹が脳の障害がありまして、だいぶ長いこと車椅子生活を送っていましたので、出かけるときや病院に行くときなど、車椅子を押してケアをしていた経験があるわけですがけれども。そのときの経験で申し上げると、やはり、この啓発活動というのは決定的に重要だなという感じがします。先ほどの事例にもあるのですけれども、車椅子の方がエスカレーターを使用せざるを得ない背景に、もしかすると、そういうこともあるかもしれないという感じがします。

電車に乗るとき、当然、私の車で運ぶときは車で運ぶのですけれど。そうはいかないときは、やはり電車に乗って車椅子で延々と行くわけです。当然、エレベーターに乗ろうとするのですけれど、たまたま時間が朝夕のラッシュ時にぶつかるときも、やはりあるのです。このとき、エレベーターに乗るのは大変ですよ。この中にも、ご経験のある方はいらっしやるかもしれませんが。やはり、エレベーターがすごく混むわけです。当然、その中には車椅子の人、ベビーカーの方、お年寄りもいらっしやいますけれど、若くてばりばりのサラリーマンっぽい人たちというのも結構多くいらっしやるわけです。要は、時間に追われている状態の人たちが、たまたまエレベーターがタイミングよく来ると、わーっと

寄って来て乗っかっていくというケースが、やはりあるのだろうと思います。

そのとき、優先順位的な判断というのは、ほとんどされないというか。車椅子が1位というかどうかというのは、よくわかりませんが、ベビーカーや、杖をついたお年寄りなどというような優先順位の順番が、たぶんあるだろうと思うのですけれども。それらをきちんと、ほかの市民の方々がというべきなのかどうかはわかりませんが、ご理解いただいて、十分に配慮をしていただけるというケースが、時間的に余裕のあるときだと結構あるように思いますけれども、朝夕のラッシュ時みたいな時期になってしまうと、なくなってしまうということは結構ありますよね。これは、やはり車椅子で行くと、結構待たないといけないし、車椅子側も遠慮をしてしまうということも出てくるケースがやはりあるわけです。

そこら辺について、たとえば安心して、ある程度優先的に障害者の方がエレベーターを利用できるというような状態になれるような、市民の方全体のご理解というか、障害者の方に対する配慮というか、そういう形がもっときちんとできるようになっていけるといいなという感じがいたします。

(石渡会長) 佐藤委員、須山委員、啓発活動の大切さ、いろいろと納得できるご意見をありがとうございました。ほかに、「このことをぜひ」という委員の方はいらっしゃいますでしょうか。そうしましたら、もし、言いそびれた委員の方は、申し訳ございませんが事務局のほうに直接お願いをいたします。

### 3 情報提供

(事務局) 今日、当日配布資料として配らせていただきました資料について、奈良崎委員、石渡会長のほうから何か補足のご説明等あれば、手短にお話しいただけるとありがたいのですが。

(石渡会長) それでは、先に私のほうから。7月26日、まもなくまいります、「差別解消法が施行されたその年に、最大の差別が起こってしまった」みたいな言い方をよくするのは、津久井やまゆり関連、私のほうも少し資料を出しましたが、いろいろなところで、いろいろな企画がありますので、参加できる範囲で、この事件を風化させてはいけないというふうに思っています。

(奈良崎委員) 7月26日と22日に、私は両方出ます。皆さん、ぜひ私と、津久井やまゆり園のことを、もっといろいろな人と。今まで、いろいろな人が思いがあると思うのです。どこまで私が知的障害で話ができるかわからないが、皆さんと一緒にあの事件は忘れないようにしたいと思うので、ぜひ多くの人、参加してください。よろしく申し上げます。

	<p>4 連絡事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の開催日程について（11～12月頃を予定）</li> <li>・ 会議録の作成について</li> </ul>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料1 相談対応事例一覧（平成30年1月～平成30年6月）</p> <p>資料2 障害者差別に関する相談体制整備について</p> <p>資料3 市の取組状況</p> <p>奈良崎委員提供資料 「津久井やまゆり園事件から2年 追悼の集い」</p>